

# 金融資産の減損における満期保有 目的債券等の議論、検討—ASBJ

去る10月8日、企業会計基準委員会が、第534回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

## 金融資産の減損

第226回金融商品専門委員会（2024年10月20日号（No.1724）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融資産の減損に関する審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

事務局は3つの案（図表）を

（図表） 満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類される債券の減損と分類・測定に関する案

	減損	分類・測定	事務局提案
案1	満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類される債券すべてを減損プロジェクトの対象としない	分類および測定の見直しに着手することをあわせて意思決定する	多くの利害関係者から慎重に意見を聴取する必要があり、分類・測定の見直しに関する意思決定は難しく、現行の金融商品会計基準等における有価証券の減損モデルに関する課題が長期間解決しないため、案1は採用しない。
案2	満期保有目的の債券および貸付金代替性債券を減損プロジェクトの対象とする	早期に分類および測定の見直しの着手に関する議論を開始する	現行の金融商品会計基準等における減損モデルの課題に一定程度対応したことになり、案2を採用し得る。採用した場合、その他有価証券に分類される債券のうち貸付金代替性債券以外の債券に関して、早期に分類・測定の見直しに関する議論を開始する必要がある。
案3	満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類される債券すべてを減損プロジェクトの対象とする	今後、分類および測定の見直しに着手するか否かを決定する	分類・測定の見直しに着手するか否かを決定するにあたり、時間をかけて利害関係者の意見を聴取し、慎重に議論することができるため、案3を採用し得る。

示し、委員に、案2および案3いずれによって進めるかについて意見を求めた。

委員からは、「案3ではすべての債券が範囲となり影響が大きく、分類・測定の議論に時間がかかりすぎる」など、案3ではなく、案2を支持する意見が多く聞かれた。また、「案3をもとに、何が実務上困難で、簡便法などを入れるかといった議論の進め方のほうが早いのでは」との意見も聞かれた。

## SICR

ステップ4（信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発）における債権単位での信用リスクの著しい増大の判定（SICR）について聞かれた意見への対応について審議された。

正常先の取扱いに関して、「①優良格付」、「②中間的な格付」、「③SICRが生じているとみなす格付」に分類するアプローチ1が提案されていた。これに聞かれた意見を踏まえ、③の債権者に係る債権等についてSICRが生じていないと反証できる場合として、「債務者単位で前期末において債券等が存在し

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
11月11日(月)(10日が日曜日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和6年10月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
12月2日(月)まで(11月30日が土曜日、12月1日が日曜日のため)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和6年9月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和6年8月期) 2カ月延長法人(令和6年7月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(9月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・3月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前前年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(9月期を除く) 直前前年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、6月、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
(付記) 税を考える週間(11月11日(月)～17日(日)) 国税庁・国税局・税務署		

ない場合」を追加する再提案がされた。

また、常に全期間の予想信用損失に等しい額で測定するアプローチ3をオプションとする案について、オプションを採用する金融機関から強いニーズが聞かれなかったため、アプローチ3をオプションとして採用しないとの再提案がされた。

委員からは、事務局案に賛意が聞かれた。

### 企業会計基準等の年次改善

第533回親委員会(2024年10月10日号(No.1723))情報ダイジェスト参照)に引き続き、企業会計基準等の要変更事項の確認作業において、企業会計基準等の改正(公開草案を公表するもの)の手続を経て対応するものの検討が行われた。

特別法人事業税に関する法人税等会計基準等の改正について、事務局から、最終基準公表後最初に開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用し、公表日後最初に終了する連結会計年度および事業年度の年度末に係る(連結)財務諸表から早期適用できるとする案が示された。

また、経過措置として、本改正に伴う会計方針の変更について、適用初年度の期首から新たな会計方針を適用することを認める等の案が示された。

委員からは、特段異論は聞かれなかった。

## 会計

# スコープ2温室効果ガス排出におけるロケーション基準およびマーケット基準の検討、進むSSBJ

去る10月3日、SSBJは第40回サステナビリティ基準委員会を開催した。

3月29日に公表されたサステナビリティ開示ユニバーサル基準およびサステナビリティ開示テーマ別基準の公開草案に寄せ

られたコメントへの対応案について、審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

### スコープ2温室効果ガス排出におけるロケーション基準およびマーケット基準

ISSB基準では、ロケー

## 会計・監査・開示 ※来し方行く末

# 上場企業に対する規制等②-10 金融商品取引法(業者の行為規制③) 市川 育義

公認会計士

今回は、前回(2024年10月10日号(No.1723))からの続きとして、「企業年金・個人年金の改革」と「アセットオーナーシップの改革を説明することとする。」

① 企業年金・個人年金の改革  
企業年金・個人年金は、公的年金の給付とあいまって国民の生活の安定と福祉の向上への寄与を目的とし、高齢期により豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たしている。

② 企業型確定拠出年金(DC)  
DCにおいては、企業は従業員等に対して一定の掛金の拠出について義務を負うこととされるため、従業員等が自ら運用方法の選択を行い、年金資産についての運用リスクを負うことになる。

① 確定給付企業年金(DB)  
年金資産は従業員等に対する将来給付(退職金等)の原資として会社財産とは区別して管理されている。

DBにおいては、企業が従業員等に対してあらかじめ給付額を約束しているため、企業が年金資産についての運用リスクを負うことになる。

このため、指定運用方法の投資性商品への変更や運用商品の商品構成の改善など運営管理機関・事業主・加入者本人の各段階において運用の方法の適切な選択がなされるよう対策を講じるとしている。

また、事業主ごとの指定運用方法や運用商品の構成、運用状況等を含む情報を、DBと同様、他社と比較できる見える化(情報開示)の取組みを行うこととされている。

また、事業主ごとの指定運用方法や運用商品の構成、運用状況等を含む情報を、DBと同様、他社と比較できる見える化(情報開示)の取組みを行うこととされている。

運用対象資産の多様化の推進や、スチュワードシップ活動への取組み、専門人材の登用・育成等を盛り込んだ取組方針の策定・公表、定期的な進捗状況の公表等を求めることとしている。

このため、DBの運用力向上や受託者責任の普及啓発に向け、人材育成等の取組みを推進

このため、DBの運用力向上や受託者責任の普及啓発に向け、人材育成等の取組みを推進

このため、DBの運用力向上や受託者責任の普及啓発に向け、人材育成等の取組みを推進

シヨン基準によるスコープ2温室効果ガス排出量の開示を要求したうえで、マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量の開示は要求しない代わりに、必要な契約証書を企業が有している場合、当該「契約証書に関する情報」を提供することを要求している。

気候基準案では、ロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示しなければならない(56項)としたうえで、次のように提案している。

57. スコープ2温室効果ガス排出については、第56項に加え、少なくとも次のいずれかの事項を開示しなければならない。

- (1) 契約証書を企業が有している場合、スコープ2温室効果ガス排出を理解するうえで必要な、当該契約証書に関する情報
- (2) マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量。この場合においても、温室効果ガス排出の測定方法について、第65項に従い開示を行わなければならない。

これに対して、契約証書を企

業が有していない場合、マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量の開示を求めているように読めるとのコメントが寄せられた。

事務局は、契約証書を企業が有していない場合は、マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量の開示を求めることは意図していないため、57項を次のとおり修正すると提案した(傍線は修正箇所)。

57. スコープ2温室効果ガス排出については、利用者の理解のために必要な契約証書を有している場合、第56項に加え、少なくとも次のいずれかの事項を開示しなければならない。

- (1) 当該契約証書に関する情報
- (2) (省略)

**内部炭素価格**

気候基準案を審議する過程において、同じ目的で複数の内部炭素価格を意思決定に用いている場合における取扱いに関する要望が聞かれていたことや、米国や欧州のサステナビリティ開示基準においては、同じ目的で複数の内部炭素価格を意思決定に用いている場合の取扱いが定められていることから、気候基

準案においても、85項、86項その旨を追加している。

これに対して、同じ目的で複数の内部炭素価格を用いている場合、内部炭素価格を範囲(最小値と最大値)で開示することが認められている(85項)が、誤解を招く可能性があるため、それぞれの内部炭素価格の開示を求めるか、または、少なくとも範囲で開示することとした理由の説明を求めることが必要であるという意見や、IS SB基準には定めのない、複数目的で使用されている場合の開示が明確化されている(86項)が、国際的な整合性のためであれば、複数目的で使用されている場合の開示の明確化は不要である等のコメントが寄せられた。

これらを受けて、事務局は、85項、86項を気候基準案から削除する再提案を示した。

委員からは、「米国や欧州では複数の内部炭素価格に関する開示の要求を明確化しているなかで日本だけ削除してしまうと、保証実務等にも影響が出るのでは」などの意見が聞かれた。

事務局は「基準で強制するのではなく、解説記事等において見せ方の一例として示していく」と回答した。

## 経理用語の豆知識



### リスク評価手続

不正か誤謬かを問わず、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクとアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価するために立案され、実施される監査手続をいう。

リスク評価手続には、①経営者への質問、および内部統制の活動に従事する者を含む、その他の適切な企業構成員への質問、②分析的手続、③観察および記録や文書の閲覧、を含めなければならないとされている。

監査人は、観察および記録や文書の閲覧により、経営者等に対する質問の回答を裏づけたり、または否定したりすることもあれば、企業および企業環境についての情報を入手することもある。方針もしくは手続が文書化されていない場合、または企業が正式に確立された内部統制を有していない場合であっても、監査人は、内部統制の実施状況の観察または記録や文書の閲覧を通じて、重要な虚偽表示リスクの識別と評価を裏づける一定の監査証拠を入手することができる場合がある。



### EDINETで提出する監査報告書

長文化が進む監査報告書の記載内容がEDINETで提出する監査報告書に適切に反映されることの重要性が高まっている。監査人はそれに対応するために、①EDINETで提出される電子データとその原本の同一性の確保、②EDINETにおけるXBRLタグ付けの適切性の確認、に取り組むことが期待される。

監査終了後の財務諸表等およびそれに対する監査報告書を含む適正な有価証券報告書等を作成し提出する責任は会社にあるが、仮に記載誤りのある監査報告書がEDINETを通じて公衆縦覧に供された場合、監査人が当該監査報告書の提供に関与しているという外観性を生じさせる可能性がある。監査人は、EDINETで提出される監査報告書の作成に関してこのような外観を生じさせないように注意を払うことが期待される。また、監査報告書部分のXBRLタグ付けも会社の責任で行われるが、監査人はタグ付けが適切になされているか確認を行うことが望ましい。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年10月7日	「英文開示実践ハンドブック」の改訂	東証	プライム市場上場会社に対して、決算情報等の日本語による開示と同時の英文開示を2025年4月から義務づけることを踏まえ、日英同時開示に資する情報を充実させるなどして改訂したもの。英文開示を実施する際のノウハウや留意事項を取りまとめ、上場会社における実務上の負荷を軽減することを目的に作成されている。 <a href="https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/handbook/index.html">https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/handbook/index.html</a>	—

## 米9月雇用統計が示す年内利下げの不透明感

米労働省が10月4日に公表した9月雇用統計は、米連邦準備制度理事会（FRB）が9月に公表した米連邦公開市場委員会（FOMC）の「経済見通し（SEP）」での年内利下げ予想に疑問を投げかける内容となった。

今回は、非農業部門雇用者数が前月比25万4千人の増加となり、市場予想の15万人程度を大きく上回った。失業率は4.1%と改善しており、賃金も前年同月比で4.0%上昇、平均時給は13セント上昇して35.36ドルだった。雇用市場の拡大は力強く、FRBによる年内利下げの必要性を弱める結果となった。

9月のSEPでは、2024年末のフェデラルファンド（FF）レートの参加者予想レンジは4.25%〜4.50%が最多で、年内に0.25%幅の利下げを2回実施することが想定されていた。しかし、インフレ圧力を示す9月の雇用統計の結果を踏まえると、FRBがこのSEPどおりのペースで利下げを行うことは疑問だ。また米セントルイス連銀・ムサレム総裁は

金融

## 政治イベントが株式市場を動かす季節

石破氏が自民党総裁選で高市氏を破ったことは、株式市場にとってサプライズであり、日経平均急落につながった。石破ショックの発生は、石破氏が市場の嫌う金融正常化＝利上げ、金融資産課税強化などを主張してきたからである。

株値急落後、石破首相はすぐ政策を改め日銀の利上げに反対の意向を表明したことから、株値は立ち直り、日経平均は短期間で節目の38,000円台を回復した。

しかし、石破首相は大方の反対を押し切って衆議院解散を強行、選挙戦に突入した。総選挙の結果、もし自民党が大敗すれば、石破おろしへ、といった事態に発展する可能性さえある。

世界の株式市場は、予想を上回る利下げを実行した9月中旬の米連邦公開市場委員会（FOMC）を契機に、米国主導で見事な同時株高を実現した。しかし、9月末に日本は石破内閣誕生の余波で株安を招いた。10月に入ると、イスラエルとイランの間で戦火が上がった。軍事大

証券

国同士の衝突が世界に拡大するのではないかとこの恐怖が世界の株式市場を襲った。現在、中東危機は株値暴落を招くまでには至っていないが、米市場はやや方向感を失い、主要国市場は米市場に追随しているようだ。

ただ、異質な株値の動きをみせているのが中国市場である。9月下旬、中国人民銀行は金融緩和策を実施し、大規模な流動性を供給した。個人投資家の買いで、上海総合指数は1週間

で平均21%上昇した。しかし、国慶節の長期休暇の後、息切れの兆しが出てきた。

株式市場に影響を及ぼす最大の政治イベントは米大統領選挙である。民主党の候補、副大統領のハリス氏と共和党候補・トランプ前大統領との支持率の差は縮小し、互角になってきた。両者とも日本製鉄株のUSスチール買収に反対しているように経済政策に極端な違いはない。それでも、財政政策、移民政策などの違いは軽視できない。選挙後にすぐFOMCが開かれる。株式市場は緊張続きである。